

身体障がい者を対象とした
愛媛県臨時職員採用試験案内
〔東予地方局管内〕

平成29年6月30日
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課

身体障がい者を対象とした愛媛県臨時職員採用のための試験を次のとおり行います。
この試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

受験手続その他については、愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課にお問い合わせください。

※インターネット又は郵送により受験申込みが可能です。

インターネットによる受験申込みは、愛媛県人事課のホームページから受け付けます。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
臨時職員 地方公務員法 第22条第2 項の臨時職員	2人程度	東予地方局管内	知事部局、公営企業管理局等の東予地方局管内に所在する機関に勤務し、事務補助業務等に従事します。

2 受験資格

自力により通勤（家族等による送迎を含む。）ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行ができる者で、次のすべての要件を満たす者。

- (1)平成11年4月1日までに生まれた者
- (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3)愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことのない者
- (4)身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている者

※試験当日には、身体障害者手帳(原本)を持参してください。

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
筆記試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての教養試験（択一式、30分）と、照合・計算などの比較的簡単な問題を時間内にできるだけ数多く解答する適性試験（択一式、15分）を行います。
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

注1：各試験種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

注2：筆記試験は、拡大文字による受験もできます。希望する場合は、申込様式の該当欄に必ず記載してください。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 平成29年8月10日(木)
- (2)試験実施場所 東予地方局西条庁舎(西条市喜多川796番地1)
東予地方局今治庁舎(今治市旭町1丁目4番地9)
- (3)その他 集合時刻などの詳細は、平成29年8月4日(金)までに受験票の送付とともにお知らせします。8月4日(金)までにお知らせがない場合は、愛媛県東予地方局総務県民課へお問い合わせください。

5 受験申込み方法

次のとおり、インターネット又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

※インターネットの「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下、「システム」という。)による申込みを推奨します。インターネットの利用環境が整っている方は、できるかぎりインターネットをご利用ください。

※本庁及び他の地方局の臨時職員採用試験との併願はできません。

○インターネットによる申込み(推奨)

(1) 受付期間

平成29年6月30日(金)午前10時00分～平成29年7月24日(月)午後5時15分

※ 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(2) 申込方法

- ① 受験の申込みは、愛媛県人事課のホームページからシステムへアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
- ② 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- ③ 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県東予地方局総務県民課へお問い合わせください。

(3) 受験票の交付

- ① 受付期間終了後に、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月4日(金)までにこの電子メールが届かない場合は、愛媛県東予地方局総務県民課へお問い合わせください。
- ② 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- ③ 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、受験の際に必ず持参してください。

○郵送による申込み

(1) 受付期間

平成29年6月30日(金)～平成29年7月24日(月)(当日消印有効)

(2) 申込方法

指定の「愛媛県臨時職員採用試験申込書」及び「自己紹介カード」に必要事項を記入のうえ、下記の提出先へ提出してください。

申込み先：愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課
〒793-0042 西条市喜多川796番地1

(3) 受験票の交付

- ① 受付期間終了後に、郵送にて受験票を送付します。8月4日（金）までに届かない場合は、愛媛県東予地方局総務県民課へお問い合わせください。
- ② 送付された受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、受験の際に必ず持参してください。

6 採用

試験合格者は、欠員の状況に応じ、原則、平成29年10月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

- (1) 雇用期間 6か月。勤務成績が良好であれば、更新があります。
- (2) 勤務時間・休日 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務で、土曜・日曜・祝日のほか、年末年始は休みです。
ただし、一部勤務体制が異なる職場があります。
- (3) 給与等 臨時職員の給与規程に基づき、6,760円の基本給（日額）が支給されるほか、該当者に対しては、期末手当、通勤手当等が支給されます。
社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

注：これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、基準に達しない試験がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から1月間	東予地方局 総務企画部 総務県民課

- (2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に開示場所へ直接お越しください。

- (3) 電話、はがき等による開示の請求はできません。

9 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県東予地方局総務県民課へお問い合わせください。〔電話 0897-56-1300（内線207）〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）電話で受け付けます（必ず電話でお問い合わせください。）。